

報道関係者 各位

令和5年3月1日(水)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 小暮 健一

室長補佐 大村 玲子

(電話) 048-600-6205

埼玉県足袋製造業最低工賃改正発効日の訂正

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正については、令和5年2月9日(木)付けプレスリリースにおいて、同年2月24日付けの官報に公示し、効力発生日が令和5年3月26日(日)になると発表していたところですが、官報公示日が本日(3月1日(水))に変更となったことにより、効力発生の日は法定どおりの

令和5年3月31日(金)

になりますので、お知らせします。

なお、改正後の最低工賃額は下記のとおりで、変更はありません。

記

埼玉県足袋製造業最低工賃

工 程	改正金額	(現行金額)	
足踏み通し	73円	(66円)	1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 左の表の工程欄の区分に応じ、婦人用足袋(並級の)10足につき、金額欄に掲げる金額
掛け押し縫い	55円	(50円)	
こはぜ付け	74円	(67円)	
羽縫い	105円	(95円)	
甲縫い	103円	(93円)	
尻止め	55円	(50円)	
つま縫い	228円	(207円)	
まわし縫い	77円	(70円)	
アイロン仕上げ	269円	(244円)	
備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。			

●今後のスケジュールは、次のとおりです。

